

提言ドラフト

北東アジアにおける非核化提言：

核抑止に代替する「非核兵器地帯 2.0」と「3C 安全保障」¹

はじめに：核抑止に基づく安全保障政策の代替案

北東アジアにおける安全保障環境は今、大きな分岐点に来ている。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と中国の核戦力が強化され、米中・米ロ関係は対立と競争を基調としつつ、予測困難な時代に突入している。一方、「拡大核抑止」（核の傘）を基盤とした日韓米の軍事同盟化がますます進み、対立構造が硬直化し、緊張緩和のための外交努力も目立った成果を生んでいない。このままだと、地域の「安全保障のジレンマ」（安全保障強化のための対策が結果的に緊張を拡大してしまう）の悪循環にはまっていく。この壁を乗り越えるためには、抑止論に基づく従来型の安全保障アプローチの代替案が必要だ。本論では、地域のニーズに合致した「非核兵器地帯 2.0」と「包括的、協力的、共通の安全（3C 安全保障）」を組み合わせた、「平和と安全保障を目指す非核化への具体的政策」を提言したい。

1. 「核抑止」に基づく安全保障政策のリスク

第一に、「核抑止」の危険性について、検証してみる必要がある。2018 年 3 月、日本政府が設置した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は、「核抑止は、ある環境下においては安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なものであり、したがって、すべての国はより良い長期的な解決策を模索しなければいけない」と提言した²。この提言の意味するところは、「核抑止」は万能の安全保障対策ではなく、むしろ条件がそろわなければ危険なものである、という認識を確認したことである。

さらに、もし「核の傘」（拡大核抑止）が機能しなかったら、最初の核攻撃の対象となるのは、遠距離で核戦争拡大のリスクが高い核保有国本土ではなく、近距離にある「核の傘」国の日本や韓国の米軍基地になる可能性が高い。核抑止に依存する安全保障の「危険性」をもっと慎重に考え、そこからの脱却を真剣に模索しなければならない。

2. 代替案としての「非核兵器地帯」

¹ この提言書案は、核兵器をなくす日本キャンペーンの委託により鈴木達治郎、河合公明によって「被爆 80 年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」（2025 年 2 月 8～9 日、東京）に向けて起草された。

² 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」提言（2018 年 3 月 29 日）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005859.html

それでは、どうすれば、「核の傘」の危険性から脱却できるのか。「核の傘」に代替する安全保障政策はあるのか。その代替案の一つが「非核兵器地帯」である。

世界の非核兵器地帯条約の成立過程を研究したラコブスキーによると³、条約が提案された時点では、必ずしも地域の安全保障が安定していた状況ではなかった。しかし、非核兵器地帯条約を構想し、その交渉を開始することで、地域諸国間の信頼醸成につながり、安全保障関係の安定化につながったと分析している。つまり、非核兵器地帯を目指すこと自体が、安全保障向上の手段なのである。

ラコブスキーは、これまでの非核兵器地帯の成立過程の分析から、非核兵器地帯成立のためには、民主主義、経済相互依存、国際協調機関の存在、の3条件が必要である、とした。ラコブスキーは北東アジアの現在の情勢を分析し、残念ながらこの地域では、まだその3条件がそろっていないと結論づけた⁴。では、どうすれば、北東アジアにあった非核兵器地帯を設計できるのか。そのためには、北東アジアの特殊な環境、すなわちこの地域では次の5つの要素を特に配慮する必要がある。

- 1 核不拡散条約（NPT）で認められている核保有国が3か国（米・中・露）存在している。この3か国が現時点で核兵器を廃棄する可能性はほぼゼロである。さらに、実質的な核保有国である北朝鮮が存在している。
- 2 この地域には米国が提供する拡大核抑止（核の傘）に守られている日本、韓国が存在している。非核兵器地帯とこの「核の傘」との関係は、地域の安全保障を考えるうえで、重要な検討課題となる。
- 3 この地域においては歴史的に未だに戦争状態にある国が存在する。朝鮮戦争は休戦状態にあるだけで、関係国である米国・北朝鮮・中国は法的には未だに戦争状態にあるといえる。日本と北朝鮮との間にも正式な国交関係は結ばれておらず、日露・日中・日韓では、領土問題が未解決のままだ。
- 4 現在、この地域は核兵器のみならず、通常兵器の軍拡状態にある。通常兵器の軍拡と核軍拡が絡み合っている現状を解決するような非核兵器地帯構想が必要だ。
- 5 地域に安全保障を協議する機関や枠組みが存在しない。そのため、相互不信が増大し、各国が国内向けの政策を優先しがちである。地域の共通の安全保障問題について、協力する枠組みを非核兵器地帯構想に組み込む必要がある。

以上の5つの課題を解決するような非核兵器地帯構想が必要である。果たしてそのような構想は可能なのだろうか。

こうした要請に応えるのが、「非核兵器地帯 2.0」と「3C 安全保障」という提言である⁵。

3 エクゼキエル・ラコブスキー著、鈴木達治郎、中村桂子、山口響監訳、「核なき世界への選択—非核兵器地帯の歴史から学ぶ」、RECNA 叢書 8、核兵器廃絶研究センター、2023年3月。

<https://www.amazon.co.jp/gp/product/B0BZLS95PZ> (Kindle 版)。

4 ラコブスキー（同上）。

5 Tatsujiro Suzuki and Jae-Jung Suh, “Proposing NWFZ 2.0 and C3 Regime”, presented at the ICU SSRI,

提言 1. 「非核兵器地帯 2.0」

これまで成立した非核兵器地帯では、北東アジアに特有の上記の5つの課題はそれほど大きな問題とならなかった。これらの課題を乗り越える新しい非核兵器地帯構想を、「非核兵器地帯 2.0」と呼ぶことにする。非核兵器地帯 2.0 が満たす条件として、以下の5点を挙げたい。

- ① 核保有国が合意し拘束力のある消極的安全保証(NSA)の供与：これまで、核保有国から NSA が政策として提示されていても、非核保有国からは「信頼できない」とされてきた。そこで、国際法の下で拘束力を持つ NSA とすることが、非核兵器地帯条約の最も重要な要件であり、従来の非核兵器地帯条約でも不可欠の要素となっている。通常、非核兵器地帯条約では、核保有国を拘束するため追加議定書を別途締結している。しかし、必ずしも全核保有国が NSA に合意するとは限らない。東南アジア非核兵器地帯条約では、域内（大陸棚及び排他的経済水域を含む）における核使用・及び威嚇の禁止が規定されたため、すべての核保有国が締約国になっていない。したがって、核保有国が合意できるような内容の議定書とする必要がある。そうなれば、国際法上拘束力のある、現状よりはるかに強い NSA とすることができる。
- ② 既存の安全保障条約との共存：非核兵器地帯への反対意見として、防衛協力を義務付けている既存の安全保障条約への悪影響があげられることが多い。既存の安全保障条約には「核の傘」が明記されているわけではないので、法律上は非核兵器地帯との共存は可能である。これは核兵器禁止条約においても同様だ。しかしながら万が一、非核兵器地帯条約に違反する核保有国が出た場合に備え、既存の防衛協力関係が必要、との考えもあり得る。したがって、既存の防衛協力関係との共存を条件とすることで、非核保有国の不安を減少させることが考えられる。例えば、南太平洋非核兵器地帯では、オーストラリアが米国との防衛協力関係を維持しつつ、非核兵器地帯に参加している。本来の趣旨からいえば、安全保障環境を改善して、防衛協力自体の必要性も減少していくことが望ましい。そのため、いずれは防衛協力関係自体も見直せるよう、後述する3C安全保障に基づく政策を同時に進めていくことが必要だ。
- ③ 北朝鮮の非核化を検証する国際制度：IAEAによる保障措置は、原子力平和利用の軍事転用を防止することを目的とする。したがって、北朝鮮の非核化を検証するには不十分だ。現在、国際社会には、核保有国の核兵器廃棄のプロセスを検証し、その状態の維持を保障するための国際制度は存在しない。非核兵器

地帯に参加するには、北朝鮮は、ある一定期間内に段階的に保有する核兵器をすべて解体することを約束することが求められる。そして、その約束の履行を検証する制度と、その状態を維持するための保障措置が、非核兵器地帯 2.0 では必要となる。これは核兵器禁止条約における核軍縮の検証制度作りと共通の課題であり、相互に協力することが可能である。

- ④ 戦争終結宣言：非核兵器地帯 2.0 では、この地域の「戦争状態を終結させる」という宣言がなされる。特に朝鮮戦争の終結は韓国・北朝鮮にとって重要な意味をもつ。消極的安全保証に加え、平和協定を結び国交正常化を約束することにより、締約国の安全保障を確保し、核兵器のみならず通常兵器の軍事力強化の理由をなくすことを目指す。
- ⑤ 地域における安全保障を協議する枠組み・機関の設置：地域に特有の安全保障問題を協議する場がこれまで存在しなかった。非核兵器地帯 2.0 では、核問題のみならず、通常兵器による軍縮・軍備管理も対象とし、さらに経済、環境など、包括的な安全保障問題を協議する枠組み、または機関を設立する。

これら 5 つの条件を備えた「非核兵器地帯 2.0」構想が提案されれば、この地域の緊張緩和につながる交渉が始められる。またその結果、北朝鮮の非核化のみならず、韓国や日本も核兵器禁止条約に参加する道筋も見えてくる。

提言 2：3C 安全保障の提言

非核兵器地帯 2.0 は地域の安全保障問題と切り離しては成立しない。ここでは、従来の核抑止に基づく安全保障政策の代替案として「3C 安全保障」を提起する。それは、「共通安全保障 (Common Security)」「協力的安全保障 (Cooperative Security)」「包括的安全保障 (Comprehensive Security)」の 3C である。

共通安全保障 (Common Security) は、1982 年、冷戦時代に「独立軍縮・安全保障問題委員会」(座長：パルメ スウェーデン首相) が発表した概念で、「軍事や威嚇に基づく安全保障の代替案として、共通の利益を追求し、対話と外交で問題解決にあたる」というものである⁶。

協力的安全保障 (Cooperative Security) は、関係諸国が対立関係を解除し、相互の利益を尊重しつつ、危機や紛争回避に協力するという概念である。軍縮や軍備管理は、この協力的安全保障の概念が不可欠であり、相互の信頼醸成を加速させる。

包括的安全保障 (Comprehensive Security) は、核兵器の問題だけ、あるいは軍事問題だけを対象とするのではなく、経済、環境、貧困といった、あらゆる安全保障問題を包括的に扱う、という概念である。この地域の安全保障問題の解決には、まさにこの「包括的

⁶ Independent Commission on Disarmament and Security Issues. 1982. Common Security: a Programme for Disarmament. London: Pan Books. 139.

なアプローチ」が必要である。

以上、3C安全保障の基本的考え方を述べたが、非核兵器地帯 2.0 が成立するには、従来の核抑止に基づく安全保障政策から、3C 安全保障への転換が必要である。例えば、東南アジア諸国連合（ASEAN）が1976年に締結した「東南アジア友好条約（TAC）」をモデルに、この地域で「相互不可侵・武力での紛争解決を拒否」などを規定する条約を締結する案は検討に値する。この構想に基づいて、各国が安全保障政策を転換させていければ、核兵器のない北東アジア、平和と安全な北東アジアの実現も決して不可能ではない。そして、そのプロセスを経て、究極的には核兵器禁止条約への参加も可能となるだろう。

おわりに：段階的で具体的なステップの提言

今こそ、核抑止に依存しない安全保障への道を目指す、「代替アプローチ」を進めるべきだ。その具体案として、本論では「非核兵器地帯2.0」と「3C安全保障」を提言した。その原動力となるのは、まさに「核兵器」と「戦争」がもたらす、「非人道的結末」を想起することである。日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、その「現実」を世界に訴える最高のメッセージとなった。北東アジアにおいても、核抑止への依存から脱却し、代替アプローチを目指し、地域の平和と安全保障を実現することが、まさに今もとめられている。

以上の長期的なビジョンのもと、段階的、かつ具体的な行動として以下の提言を日本政府に提言する⁷。

① 緊張緩和にむけての独自政策

まず、核兵器使用や軍事紛争のリスクを軽減するための政策を各国が採用することを提言する。例えば日本政府としては：核抑止依存度の低減を目指すことを宣言する。米国をはじめ核保有国の先制不使用政策への支持を表明する。核兵器禁止条約へのオブザーバー参加、日本政府がホストとして「核兵器の非人道性会議」や「核軍縮サミット」などの開催、などがあげられる。

② 二国間合意を目指した政策

第2段階は、核保有国との交渉を必要とするもので次のような政策が重要と思われる。具体的には、日米韓の拡大核抑止協議において、核リスク削減措置や信頼醸成措置（例：核保有国とのホットラインの設置）の検討。北朝鮮との国交回復交渉開始、米中、米ロ、米・北朝鮮などの対話促進、などがあげられる。

③ 地域の多国間合意を目指した政策

⁷ 北東アジアの核使用リスク削減に向けて、段階的・具体的提言は、下記の報告書参照。

RECNA/Nautilus Institute/APLN, 「核の惨禍を防ぐための現実的政策―何をすべきか?」、2024年3月（日本語要旨）。https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_3_NU-NEA_Report_J-Summary_2403.pdf

最後に、長期的には核抑止から脱却する安全保障政策への転換を目指して、多国間での合意を目指した政策を提言する。具体的には；朝鮮戦争終結、地域の信頼醸成のための対話の開始、「北東アジア友好条約」を目指した交渉の開始、地域における常設の安全保障対話機関の創設、北朝鮮の非核化検証制度の検討、などがあげられる。これらの全てが、非核兵器地帯 2.0、と 3C 安全保障の構築につながっていくものと考えられる。